

平成21年3月31日発行 ～特別支援教育通信2号～

# 特別支援教育通信

## 第2号

特集 特別支援教育にかかわる調査研究事業報告

■編集■ 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
東京都特別支援教育推進室  
電話 03-5228-3433  
ファクシミリ 03-5228-3459

あいさつ

### 「平成20年度の特別支援教育にかかわる調査研究事業について」

教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
課長 松尾 正純

これまでの心身障害教育が特別支援教育となり、現在、特別な支援を必要とする子供の早期発見と早期支援、さらには、就学後の適切な指導と必要な支援の在り方が大きな課題になっています。

この課題を解決するために、東京都教育委員会は「東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画（平成19年11月策定）」に基づき、本年度、2つの調査研究事業を3市1町において実施しました。

1点目は、発達障害を含む障害のある子供の早期発見と早期支援を実現するための「就学時健康診断の在り方に関する調査研究事業」です。本事業は、清瀬市と東村山市に委嘱し、①就学時健康診断で実施する発達障害児のスクリーニング項目の開発と実施・検証、②就学時健康診断と就学相談の連携の充実に関する具体的方法についての開発と実施・検証、③乳幼児期からの一貫した支援と就学相談を理解してもらうための包括的方法などについて調査研究を行いました。本事業により、清瀬市と東村山市では、発達障害児のスクリーニング検査を視野に入れた諸検査の項目を改善することができました。平成21年度は、新しい就学時健康診断を2市の全小学校で実施するための検討に加え、乳幼児期からの支援を就学相談につなげる包括的方法についても検討していくことになっています。

2点目は、「通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築に関する調査研究事業」です。本事業は、三鷹市、瑞穂町に委嘱し、①指導の開始・終了に関する基準の作成、②指導の開始・終了を判定する組織の在り方、③指導開始に関する相談の進め方、④通級指導学級の担当教員と在籍する通常の学級の担任との連携の在り方などについて調査研究を行いました。本調査研究の内容は、他の区市町村にも大いに参考になるものです。そこで、東京都教育委員会では、本事業の成果と課題を踏まえて「通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築に関するガイドライン」を作成し各区市町村に配布することしました。

この「特別支援教育通信 第2号」では、4地域で実施した調査研究事業の概要を掲載しています。

本調査研究事業を実施していただいた清瀬市・東村山市、三鷹市・瑞穂町の関係者の皆様には心より感謝を申し上げますとともに、各区市町村教育委員会や学校におかれましては、本調査研究事業を参考に、特別な支援を必要とする子供の早期発見と早期支援及び就学後の適切な指導と必要な支援を行う体制を整備・構築されることを期待します。



## 報告 1 就学時健康診断の在り方に関する調査研究

清瀬市教育委員会

### 1 就学時健康診断における発達障害児のスクリーニング検査項目の開発

清瀬市では、これまでの就学時健康診断の検査内容を見直し、知能検査に加えて、集団での行動観察を取り入れることとし、発達障害児のスクリーニング検査項目を開発しました。

発達障害児のスクリーニング検査項目の開発に当たり、まず、協議委員である市内の小学校教諭等と連携し、就学後の学校生活に必要な力とは何であるか、また、実際の学校生活において発達障害のある児童に必要とされる支援とはどのようなものであるのかをまとめました。その上で、協議委員である発達クリニックの心理士から助言を受け検討した結果、下記の表のようなスクリーニング検査項目を決定しました。

検査の評価は三段階とし、「ウ」の項目に発達障害の障害特性を入れるようにしました。

＜清瀬市スクリーニング検査項目（一部抜粋）＞

検査項目	内容	指示	留意事項
集団規模・8人程度	①姓名 ・指示理解 ・ルールの理解	「それでは、これから始めます。まず、はじめに、先生がどうぞと言った人（左端）から順番に、お名前を言ってください。はい、どうぞ。（左端の子供を促す。）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左から順番にこたえさせる。</li> <li>・愛称等でこたえた場合も「言える。」と評価する。</li> <li>・あわてて先にこたえた場合も、教員の言葉かけて順番を守って言えれば「言える。」と評価する。</li> </ul>
		評価：ア 言える。 イ 言えない。 ウ 順番を待たずに言う。	
集団規模・25人から30人程度	②性別 ・指示理解 ・ルールの理解	「次に、男の子は手を挙げてください。」 「次に、女の子は手を挙げてください。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供が緊張している場合は、質問の言葉遣いを分かりやすく変更することも可とする。</li> </ul>
		評価：ア 手を挙げる。 イ 手を挙げない。 ウ 最後まで質問を聞かないで手を挙げてしまう。	
集団規模・25人から30人程度	③片足で立つ・片足で跳ぶ ・身体のバランス ・ボディ・イメージ ・指示理解 ・多動性、衝動性	「それでは、皆さん、立ってください。」 「先生の動きと同じようにやってください。はい、手を横に伸ばしてください。」 「次は、片足を挙げてください。」 「はい、足を元に戻してください。」（これを左右の足で数回繰り返す。） 「そのまま片足でジャンプしてみましょう。」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定時間（5秒程度）、姿勢保持ができなければ記録する。</li> <li>・身体模倣ができるか、指示を聞いて同じように体を動かそうとしているかを記録する。</li> <li>・著しくバランスが取れない場合等は記録する。</li> <li>・室内を走り回る、座り込む等、多動性・衝動性があれば記録する。</li> <li>・著しく消極的な場合も記録する。</li> </ul>
		評価：ア 指示に従ってできる。 イ やろうとすることができない。 ウ 指示に従わない。	
集団規模・25人から30人程度	④じゃんけんゲーム ・勝敗の理解 ・ルールの理解 ・感情のコントロール	「最後にゲームをします。これから先生の合図でじゃんけんをします。先生に負けた人は、いすに座ってください。」 「負けた人は座ってください。勝った人とあいこの人は、もう一回じゃんけんをします。」 「負けた人は、座ってください。（2～3回繰り返す）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・じゃんけんの合図の速さは、子供の様子に合わせて教員が調節する。</li> <li>・集団での活動が苦手な子供には、個別に言葉かけや援助をする。</li> </ul>
		評価：ア 勝敗の意味が分かり指示に従う。 イ 勝敗の意味が分からない。 ウ 負けを受け入れられない。	

（※検査の所要時間：M-S知能検査を含め30分程度）

### 2 発達障害児のスクリーニング検査の実施・検証

清瀬市では、10月から11月の就学時健康診断において、市内の小学校3校でスクリーニング検査の実施と検証を行いました。その結果、「じゃんけんゲーム」では「ウ 負けを受け入れられない」子供が見つかる等、検査項目の有効性が明らかになりました。しかし、他の項目については、子供の実態に明確な違いが見られず、検査時間の長さや集団の規模等について、今後さらに検討し改善していく必要があることが分かりました。



## 報告 2 就学時健康診断の在り方に関する調査研究

東村山市教育委員会

### 1 これまでの就学時健康診断の見直し

東村山市では、まず、これまで市で行ってきた就学時健康診断の在り方を見直し、改善点を明らかにしました。

平成20年度は、協議委員が市立小学校の就学時健康診断を巡回訪問し、健康診断の流れや検査時の子供の様子を把握した上で検討を重ね、支援を必要とする子供の早期発見と早期支援を実現するための健康診断の在り方について次のように改善点をまとめました。

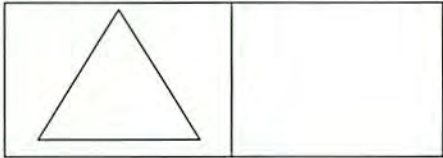
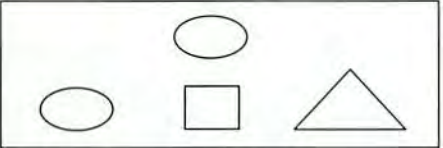
- ① 就学時健康診断を、知能だけでなく集団の中での動き等も含んだ、より多面的な子供の情報を得るものにする。
- ② 従来行ってきた知能検査等の内容を、知的障害児だけでなく発達障害児にも対応できる内容に改善する。
- ③ 就学時健康診断と就学相談の連携の充実に関する方法を検討し、平成21年度に検証する。

### 2 新しい「就学準備検査」について

就学時健康診断を改善するに当たり、東村山市では知能検査等の名称を、これまでの「予備検査」から「就学準備検査」と改めました。就学準備検査では、「手指折り」や「図形模写」等の検査に取り組みさせるだけでなく、検査中の行動観察も担当の教員等が行うこととし、より子供の実態を多面的にとらえるようにしました。また、20人程度の集団で紙芝居や絵本の読み聞かせ等を行い、集団活動の様子や人とのかかわり方を観察する項目も新たに設定し、社会性に課題のある発達障害児にも対応した検査内容へと改善を図りました。

この検査項目は、平成21年度に実施・検証を行い、今後さらに検討を加えていきます。

<東村山市就学準備検査案（一部内容を変更してあります。）>

<p>問題（全5問）</p> <p>1 手指折り (指導者が、親指から順次指を折り、模倣させる)</p> <p>2 三角形の模写</p>  <p>3 異同弁別（見本と同じものを3つの中から選ぶ）</p> 	<p>検査中の行動観察 ◎該当箇所に○印をつける</p> <p>◇観点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査者を見ない</li> <li>・指示に従わない</li> <li>・関係ないことをする</li> <li>・手をひらひらさせる 他</li> </ul>
<p>集団活動（20人前後）</p> <p>◇たいそう (身体模倣：ぐう・ぼあ 他)</p> <p>◇じゃんけんゲーム</p> <p>◇紙芝居</p>	



## 報告3 通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築に関する研究 三鷹市教育委員会

### 1 指導の開始・終了に関する基準の作成

三鷹市では、文部科学省の通知（291号通知「障害のある児童生徒の就学について」等）で示されている各障害種の通級による指導の対象の基準について、より客観的に判断するために、各障害種の通級指導学級における指導の開始・終了についての基準及び条件等を明確にしました。

既存の発達検査等を活用するとともに、特に、情緒障害等通級指導学級における指導の開始等の基準では、「特別支援教育推進のためのガイドライン 東京の特別支援教育（平成19年3月東京都教育委員会）」で示された「児童・生徒の学習と行動のチェックリスト」を活用し、該当項目数や得点化した数値から客観的に判断することにしました。

表：（三鷹市における）難聴通級指導学級の判断基準例

条件	内容	具体的な基準
条 前 件 提	通級指導学級における指導の開始・終了に関して保護者の希望及び対象児童・生徒が在籍する学校における校内委員会での合意がある。	
基 礎 条 件	通級指導を必要とする課題	<p>○聞こえの条件と言語力やコミュニケーション等の2つの条件（以下に示す）があり、通級指導学級における効果が望める。</p> <p>【聞こえ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 良耳（裸耳）の平均聴力レベルが30dB以上である。</li> <li>2 良耳（裸耳）の高音部又は低音部の一部が30dB以上である。</li> <li>3 耳科疾患等のため聴力が不安定である。</li> <li>4 幼児期に耳疾患等で聞こえにくい時期が長くあった。</li> <li>5 本人が聞こえにくいと訴えている。（心因性難聴等）</li> </ol> <p>【言語力やコミュニケーション】</p> <p>聞こえにくいために（あるいは聞こえにくいと思っているために）、発音、言語力、コミュニケーション力、社会性、意欲や自信に課題がある。</p>
背 景 条 件	年齢相当の発達状況	<p>○知的発達レベルが一定水準にあり、通級指導学級における指導（最大週8単位時間程度）によって、在籍校における困難状況の改善が期待できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 WISCⅢ知能検査の言語性知能、動作性知能、全知能及び援護理解、知覚統合、注意記憶、処理速度の各群指数がそれぞれおおむね75以上である。 *ただし、各下位項目間にアンバランスがある場合は慎重に解釈する。 *「絵画語い発達検査」「グッドイナフ人物画知能検査」の結果も必要により参考にする。</li> <li>2 学力が一定水準に達して、今後も大きな学習の遅れは予想されず、通級指導学級における指導のために在籍する通常の学級での授業を抜けても学習の遅れが懸念されない。</li> </ol>
その他	<p>上記の条件以外に児童・生徒理解のための情報を確認・整理し、判断の参考にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談調査票等による保護者からの情報（生育歴、療育歴、教育歴等）</li> <li>2 在籍校の個別指導計画</li> <li>3 環境要因の有無</li> <li>4 就学相談等における就学支援委員会等の判断</li> <li>5 現在、通級指導学級において指導している場合は、指導効果の有無及び今後の支援内容</li> </ol>	

### 2 指導開始に関する相談の進め方

通級指導学級における指導の開始についての相談の手順を三つのステップでとらえ、適切な相談及び実態把握ができるようにしています。三鷹市教育委員会では、三つのステップを指導の開始に関する条件としてとらえており、「前提条件」「基礎条件」「背景条件」に分けています。

なお、前提条件では「校内での合意がなされていること」、基礎条件として「通級指導学級における指導課題があること」、そして背景条件では「年齢相当の発達が確認されること」を挙げています。



図1：三鷹市教育委員会における通級指導学級での指導開始に関する条件

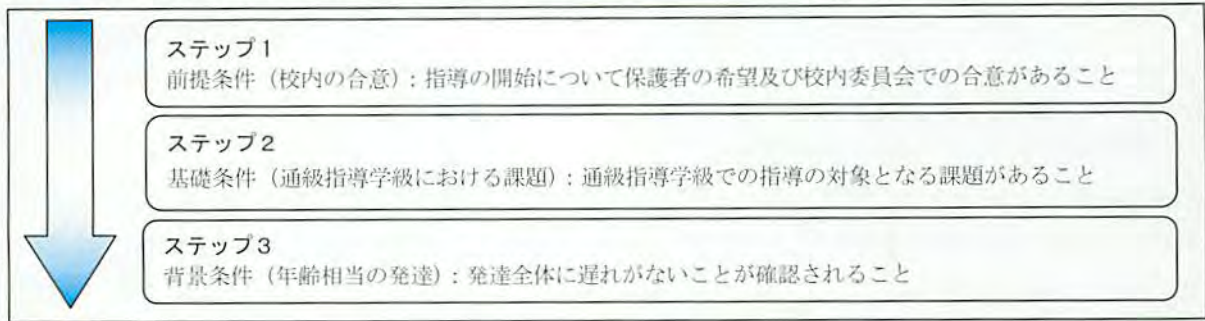
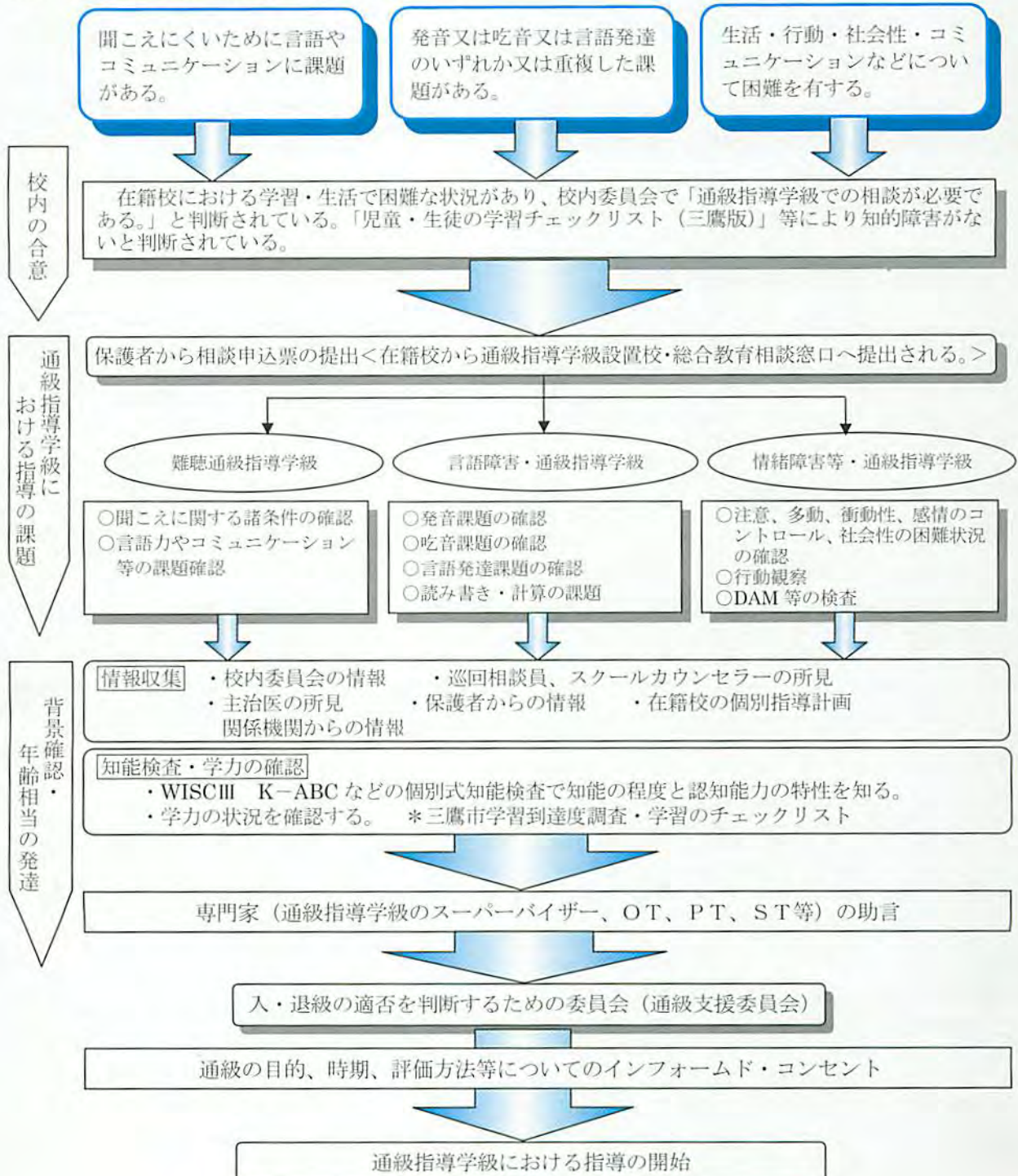


図2：通級指導学級における指導開始の相談の流れ





## 報告 4 通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築に関する研究 瑞穂町教育委員会

### 1 就学支援委員会と通級指導協議会

通級指導学級における指導の開始・終了を判定する教育委員会内の組織は、各区市町村により様々です。通級を判定する委員会を就学支援委員会が兼ねている場合や就学支援委員会とは別に通級を判定する委員会を設置している場合などです。

瑞穂町の特徴は、通級指導学級における指導の開始・終了について判定する委員会の業務を、就学支援委員会（通級判定委員会含む）と通級指導協議会で分担していることです。

就学支援委員会の役割は、通級指導学級における指導の開始・終了に関して教育委員会として決定することです。そして、通級指導協議会の役割は、通級指導学級における指導方針等について検討し確認することです。通級指導協議会は、教育委員会事務局、教育委員会所属の専門家（心理士等）、医師、通級指導学級設置校長、通級指導学級担任で構成されています。

このように就学支援委員会と通級指導協議会が連携し、よりきめ細やかな児童・生徒の実態把握と指導方針の検討に基づいた教育委員会としての意思決定を図っています。

表 瑞穂町教育委員会における各関係組織の役割

委員会名	役割	構成員
就学支援委員会 (通級判定委員会含む)	対象児童・生徒の通級指導学級での指導開始・終了に関して判定する。	医師、特別支援学級設置校校長、特別指導学級教員、特別支援学校教員、教育委員会事務局、福祉課・保健課担当者、教育相談担当者
通級指導協議会	対象児童・生徒の通級指導学級での指導方針等について検討する。	医師、通級指導学級設置校校長、通級指導学級担任、町臨床心理士、教育委員会主幹、学務係、学識経験者

### 2 関連書類の書式の整理

通級指導学級における指導に関して、通級指導学級の担当教員と在籍する通常の学級の担任が連携し、対象児童・生徒の指導を充実させるための関連書類の書式の整理を行いました。

整理をした書式は、児童・生徒の実態を様々な視点から把握して、指導の開始を判断するための資料としての「アセスメントシート（通級指導学級）」、通級指導学級や在籍する通常の学級での様子を把握し、担当者間の連携を図るための「経過観察・連携シート」、通級指導学級での指導の終了に向けての取組を計画的に進めるための「指導終了移行支援シート」です。また、申請書・承諾書等の関連書式についてもあらためて整理しました。

書式例 1 アセスメントシート（通級指導学級）＊記入例は、架空の事例です。

項目	在籍学級での様子	保護者からの情報	通級指導の課題
学習態度 ・読解 ・算数 ・漢字 ・読書 ・動作	・漢字が苦手。簡単な計算は集中して取り組む。 ・読書は集中して取り組む。 ・活動量が多い。水泳が得意である。ゲーム等のゲームプログラムが苦手である。	・家庭では、ほとんど学習しない。 ・学習の遅れが目立つ。	・基礎学力の定着（漢字、四則計算） ・学習習慣（読書、はらみ、定規等の適切な使い方）の習得 ・学習態度の改善
生活態度 ・生活習慣	・他人のものを勝手に使ってしまう。 ・服装がきれい。 ・我慢することができない。 ・校内外を勝手に徘徊する。	・約束を守らない。 ・生活の管理ができない。 ・保護者の指示に従えない。	・整理整頓の徹底 ・規範行動を確立
社会性・対人関係 ・集団生活 ・コミュニケーション ・情緒（自信・羞恥）	・気分がむらゆき。友達とのトラブルが多い。 ・気分が安定しているときは、手紙が書ける。	・仲の良い友達とはよく遊ぶ。 ・学校では自由に通っている。 ・友達とのトラブルが多い。	・指示を聞いてまじめに行動し、行動する態度の育成 ・友達との協調性の育成 ・我慢する心構の育成
通級指導に関する 出席及び検査結果 ・指導方針 ・指導上の配慮等	・コミュニケーションの方法を身に付けると友達との付き合いがよくなるものと思われる。学業の仕方も個別に教えていく必要がある。通級指導学級での指導を通じて、気持ちの安定が図られるものと思われる。	・巡回相談・専門家チーム等 ・社会的活動及び学校生活において年齢に相当の適切な運動性及び多動性が認められる。1年間の通級指導学級での指導が望まれる。	・その他（各種検査結果） ・医療機関診断 ・ADHD ・（※）ADL（日常生活動作）

書式の内容は、対象となる児童・生徒の実態を「学習面」「生活面」「社会性・対人関係」の観点から項目を設定し、在籍する通常の学級での様子、保護者からの情報に基づく家庭での様子を把握して、通級指導学級における課題を明確にするようにしています。また、在籍校の校内委員会の所見、巡回相談や専門家チームの所見、各種発達検査の結果も明らかにし、専門家等からの意見を踏まえて、就学支援委員会で判断できるようにしています。なお、本書式の記入に当たっては、通級指導学級の担当教員又は在籍校の特別支援教育コーディネーター等が中心になって情報を収集して、作成することになっています。



書式例2 指導終了移行支援シート \*記入例は、架空の事例です。

指導終了移行支援シート					
		A 小・中学校		年 組 氏 名	B
通級指導学級でのこれまでの経過		在籍校での気持ちの安定と、指示どおりの行動が増えたことから、指導の終了に移行することになった。(12月・在籍担任、コーディネーター、通級指導学級担当教員、保護者と協議・確認)			
指導開始日		年 月 日	指導終了予定日		1年間 ( 日・ 月・ 日 )
時期	終了移行支援の内容	通級指導学級の役割(支援内容)	終了移行における対象児童・生徒の様子		備考
			在籍校(学級)での様子	家庭等での様子	
1月8日 ～ 1月末日	<ul style="list-style-type: none"> <li>通級指導学級での指導時間を週4単位時間に変更する。</li> <li>学校生活の決まりや約束を確認する。</li> <li>担任は本児とのかわりを感して、気持ちの安定を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週金曜日に担任と連絡を取り合う。</li> <li>コミュニケーションに関する指導を通して、学校生活における友達とのかわり方を指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初めは約束をしっかり守れないことがあったが、担任が、約束を守るための大切さについて指導することで、本児も自覚を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に問題はない。</li> </ul>	1月9日離家、暴行あり。通級指導学級担当教員対応。約束の再確認。保護者へ連絡。
2月1日 ～ 2月末日	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任と学校生活の決まりや約束を確認し、適宜評価する。</li> <li>友達と協調して行う活動を設定し、役割意識を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週金曜日に担任と連絡を取り合う。</li> <li>緊急避難場所的な役割を担い、在籍校で対応しきれない問題については、直接指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍学級での学習を促し、友人とも良好なかわりが増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅時間の約束や家庭学習の約束が守られない様子が保護者から報告されたが、特に大きな問題はない。</li> </ul>	
3月1日 ～ 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダーとしての役割をもたせ、責任をもって行動できるようにする。</li> <li>担任は積極的に本児とのかわり合いながら、気持ちの安定を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週月曜日と金曜日に担任と連絡を取り合う。</li> <li>緊急避難場所的な役割を担い、在籍校で対応しきれない問題については、直接指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業行事練習など、学級や学年で活動する場面では、真剣に取り組んでいる。</li> <li>とても穏やかで、指示も通りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に問題はない。当該児童の中学校生活への期待感を保護者が感じている。</li> </ul>	

通級指導学級における指導の終了については、円滑に在籍校の学級(通常の学級)への指導に移行させることに十分に配慮することが重要です。例えば、通級指導学級での指導時間を計画的に少なくしたり、対象の児童・生徒の在籍学級への校内支援や特別支援教育支援員からの支援について調整したりするなど段階的に支援の量を減らしていくなどの取組の工夫が必要です。

瑞穂町では、通級指導学級での指導の終了の方向性が明確になった時点から、指導の終了に関する取組として、通級指導学級や在籍学級での取組を具体的に確認するための「指導終了移行支援シート」を作成しました。

表：瑞穂町教育委員会における相談の流れ



- ① 通級判定委員会は就学指導委員会とする。
- ② 指導方針及び指導の終了の方向性等についての協議は通級指導協議会で行う。  
○委員：医師、通級指導学級設置校校長、通級指導学級担当教員、町臨床心理士、教育委員会主幹、学務係、学識経験者
- ③ 通級指導協議会には、通級指導学級に入級させる在籍校の担任及び特別支援教育コーディネーターが出席し、共に協議する。
- ④ 入級開始日の判定時に、通級指導学級は通級指導計画書を提出する。  
○指導計画の内容：指導目標、学習・社会性・集団性
- ⑤ 入級後は、学期末ごとに通級指導協議会にて、通級指導学級担任が、指導の経過や状況を、通級指導協議会に報告する。  
○指導目標・学習の進捗状況、社会性・集団性の習得状況  
○通常の学級における適応状況
- ⑥ 通級指導学級担任、在籍校の担任及び保護者、特別支援教育コーディネーター、管理職等との協議の上、指導の終了に関する意向等の確認をする。
- ⑦ 終了判定については、就学支援委員会で行う。通級指導学級担任の担任は、復帰計画書、復帰後の支援策等を含めた報告を行う。在籍校担任及び特別支援教育コーディネーターは、在籍校での復帰指導計画を報告する。
- ⑧ 指導の終了が決定後は、支援計画に基づいて指導を実施し、通級指導学級担任等や巡回相談員が状況を把握する。
- ⑨ 指導終了後については、通級指導協議会が決定した復帰後の支援計画に基づいて実施する。



## 障害のある幼児・児童・生徒の就学・入学相談結果の推移

障害のある児童・生徒の「就学相談者数」は、表1のBのように年々増加しており、「全児童・生徒数に対する障害のある児童・生徒の就学相談者数比（全体比）」と「就学相談件数に対する都立特別支援学校への就学者比（就学者比）」も年々増加しています。表2の平成20年度就学者のうち、都立特別支援学校への就学者は733人で、前年度より25人増加しました。区市町村立小・中学校等への就学者は、3,436人で、前年度より482人増加しました。

この背景には、区市町村の就学相談体制の充実とともに特別支援学校及び特別支援学級の教育に対する保護者の理解が深まったことがあると思われます。

表1 就学相談者数（区域外就学、施設を除く）と都立特別支援学校への就学決定者数の推移

「B 就学相談者数」は、前年度に就学相談を受けた者の数

入学年度	A 全就学児童・生徒数 (人)	B 就学相談者数 (人)	C 都立特別支援学校 就学決定者数 (人)	全体比 B/A%	就学者数比 C/A%	就学相談者数比 C/B%
平成11年度	165,857	2,336	509	1.41	0.31	21.79
平成12年度	166,006	2,348	515	1.41	0.31	21.93
平成13年度	169,570	2,557	593	1.51	0.35	23.19
平成14年度	162,167	2,642	581	1.63	0.36	21.99
平成15年度	163,168	2,659	577	1.63	0.35	21.70
平成16年度	164,479	3,109	636	1.89	0.38	20.45
平成17年度	165,301	3,350	631	2.02	0.38	18.83
平成18年度	167,499	3,468	667	2.07	0.39	19.23
平成19年度	166,849	3,854	708	2.30	0.42	18.37
平成20年度	166,565	4,443	733	2.60	0.44	16.00

表2 就学相談結果（義務教育）平成20年4月1日現在（人）

入学年度	都立特別支援学校就学決定						転居等	合 計	区市町村立学校就学決定				転居等	合 計	総 計		
	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	計			特別支援学級	通常の学級	特別支援学校	計			就学決定	転居等	合 計
平成19年度	9	47	174	478	0	708	9	717	2,062	861	31	2,954	183	3,137	3,854	183	4,037
平成20年度	7	49	183	494	0	733	12	745	2,397	1,010	29	3,436	274	3,710	4,181	274	4,455
増△減	△2	2	9	16	0	25	3	28	335	149	△2	482	91	573	327	91	418

表3 都立特別支援学校就学児童・生徒数（学部別）の推移 平成20年4月1日現在（人）

入学年度	都立特別支援学校合計			視覚障害特別支援学校			聴覚障害特別支援学校			知・肢・病特別支援学校			学区校市へ町就村学立	へ国私立学校	予就免学除猶	転居等	件受東数付京相都談の
	小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計	小学部	中学部	合計					
平成11年度	371	138	509	10	9	19	37	6	43	324	123	447	7	2	0	5	523
平成12年度	363	152	515	11	6	17	26	5	31	326	141	467	11	1	1	8	536
平成13年度	428	165	593	12	4	16	26	2	28	390	159	549	8	3	0	4	608
平成14年度	432	149	581	10	4	14	23	1	24	399	144	543	4	3	0	6	594
平成15年度	427	150	577	6	3	9	35	5	40	386	142	528	4	0	0	8	589
平成16年度	461	175	636	14	4	18	42	9	51	405	162	567	6	5	0	6	653
平成17年度	466	165	631	9	7	16	31	3	34	426	155	581	3	1	0	7	642
平成18年度	490	176	667	5	4	9	37	9	46	448	164	612	8	2	0	6	683
平成19年度	539	169	708	7	2	9	34	13	47	498	154	652	2	2	0	5	717
平成20年度	518	215	733	5	2	7	35	14	49	478	199	677	7	1	0	4	745

表4 平成20年度入学者 都立特別支援学校入学相談結果（幼稚部・高等部）（人）

入学年度	幼稚部			高等部（普通科・保健医療科）※職業コースを除く							高等部（専攻科）				高等部（職業学科・職業コース）				
	視覚障害	聴覚障害	計	視覚障害			聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	計	視覚障害		聴覚障害	計	知的障害			計
				普通科	保健医療科	計						保健医療科	療 科			産業技術科	就業技術科	ネ普通科コース	
平成19年度	7	32	39	14	5	19	47	202	1,012	4	1,265	17	11	11	39	20	100	16	136
平成20年度	9	33	42	27	3	30	51	172	1,037	2	1,262	10	10	16	36	20	100	16	136
増△減	2	1	3	13	△2	11	4	△30	25	△2	△3	△7	△1	5	△3	0	0	0	0